星月夜顯晦録

初編

壹

特
へ遠13
2208
1

門へ遠13
編2208
巻1-30
特

星月夜顯晦録叙

蘭山

夫讀國史者所益為不少。治亂興亡所由。非偽誠直所為。古今之蹟。粲然。而上自一人下黎庶。凡所以立身行己之間。皆足以為鑒戒焉。然是學者事。而兒女子非所能為。抑平氏專權自

保元至壽永。二十有余歲。苦佗
榮我。源君幕下起。東方。驅平族
西海。宇内一清。平開基業於鎌
倉。殆再二十年。及幕府薨。嗣君
昏闇。永戚專政。牝雞告晨。天下
將岌〻乎。奸雄得時。据負城之
徒為反亂。而動于戈邦畿間有

之。今也誌正治承久年間。欲令
人〻知事實邪正。臆若源平鬪
戰之事跡。頗膾炙人口。老婆譚
之。兒如話之。故起筆於其后。初
編脫稿曰顯晦錄。修善者曰顯
行悪者曰晦。是所以其標題也。
讀者知為是之存。為非之亡。則

有勸懲之一途乎云。

文化巳巳孟春日

東武　高伴寛思明識

亞細亞東洋文庫

星月夜顯晦録初編目次

一之巻

鎌倉頼家卿武將寛下を慕ふ
鎌倉御所の圖
中野五郎紙成足立景盛が妻宅へ忍圖
梶原景時僭謀の深旨
梶原景高石の壺あく景盛を殺さる圖
民部允幼光尼公より急使を勘軍士と行遇圖
景時結城七郎朝光を誘ふ
結城朝光同志を會し佛名を修す圖

二之巻

畠山重忠賢智明察を演説す

三浦義村が亭に諸者臣評議の圖

鶴岡の回廊に諸士盟約の圖

梶原景時諸士の訴によりて一の宮へ蟄居す

大江廣元羽林家へ諸士の連書披露の圖

梶原一家強倉を追放せらる

番場忠太京都へ密使として慶光の圖

景時父子強倉を放逐圖

三之巻

番場忠太密書を裂食対死す

木村信實武勇番場忠太自害の圖

三浦工藤粕谷梶原が対手として追死圖

梶原景時父子駿州清見が関に最期合戰

梶原景時一家滅亡の圖

勝木則宗芝原長保を擒

安房判官代隆重臆病の圖

芝原太郎諸人とともに江州に呻吟圖

四之巻

城四郎永茂謀逆御所に逼て院宣を乞

狐老翁と化し宝劔を繁茂ゝ与図

城四郎 永茂院の御所へ乱入の図

永茂吉野山ゝ自叙城小太郎 鳥坂の城ゝ籠

吉野の丸徒城四郎 永茂を生擒図

佐く木盛綱入道越後へ進発の図

佐く木入道香坂城攻坂額女勇戦

鳥坂城攻寄手陣の図

五之巻

坂額女謀ゝ寄手の大軍を疲労せし

坂額御前伐利戈遠藤沢清親三騎合戦の図

城資盛寄手の陣へ戦書を贈図

盛綱入道手配を定ゝ鳥坂の城を按

佐く木入道城中の手策を察る図

戈遠坂額女を十賜鎧倉静謐

鳥坂城夜軍の図

坂額女伐利戈遠ゝ嫁図

編目畢

全部總括

初編

頼家卿は狩勇士よ金ト伊東が時の洞中冨士の人穴を究め。比企義員滅亡北条の室牧の方奸悪。頼家卿は生害。三代實朝卿武將よ倚ム。畠山重忠佞臣の邪斗ま滅亡。和田北条と不快。朝親妻のゆかゝ公業と合戦を企ふ終に

二編

君朝親ゝ業ゞ所論は攻断ム。再爭論。義盛我判。善哉九落飾。義盛滅忠

三編

格言北条朝時局松島と奪出を局朝比奈義秀よ意慕貞操を守りて自害局四崖義時嫉妬奸悪。泉小次郎隠謀。安念法師よ競客を頼よ終に

四編

由利惟久変ゝ隠謀。家敗。荏柄亂長面縛。義時と問答。尼ゝ郎脅改断。荏柄流刑ゝ変ゝ。義盛北条を亡まんと計。和田胡餐孫言并剃髪。三浦義村裏ゝ義盛出陳。所西北両門軍。義秀怪力敵門を破て勇戦ゝ終

五編

朝比奈仁義ゝ感。敵を助ム。和田一門亦軍。義盛滅亡。義秀房長渡る。実朝ゝ入宋の承ム大船を造ル。右大臣拝賀の為若宮社参禅師ゝ暁ゝ殺ム。伏弑頼経京より下向。天下静謐ゝ至を大尾

顕晦録各位畧傳肖像

頼家卿

清和源氏八幡太郎源義家曾孫鎌倉右大將頼朝卿嫡男母ハ平政子壽永元年八月二日誕生正治元十八歲三ヲ家督鎌倉二代之武將従二位左中將兼左ヱ門督建仁三剃髪元久元七月十八日謀臣ノ爲ニ伊豆国修善寺ニ遊二十三歲

○平政子

頼朝卿御臺所父ハ北條時政頼朝卿薨去後薙髪法名如實建保七年二月上洛従三位同十年二位禪尼生質聰敏ニシテ頼家卿實朝卿ノ時ニ及簾ヲ垂テ国政ヲ談ゼラル世俗尼將軍ト称ス嘉禄元年七月逝六十九歲

○北條義江守平時政

桓武天皇六代鎮守府將軍平貞盛七代四郎太夫時家次男初名郎頼朝卿外戚タル故頼家卿ノ時初テ執權トナル正治二従五位下遠江守元久二国二月廿日入道シテ明盛ト号建保三正月六日卒七十八歲子孫繁榮世ク執權ノ職ヲ續リ

○梶原平藏平景時

平高望王三男鎮守府將軍上總介良兼六代鎌倉權太夫景通孫梶原太郎景長嫡男平家之侍也石橋山合戰ニ佐殿ヲ見逃シ後降參鎌倉諸士列當居篭最厚文武和哥ヲ善ス佞謀ニシテ衆ヲ害フ後謀反ヲ企正治二年正月一族駿州ニ亡ブ

源頼家卿
唯識昇平遊樂日
奈攘乱伐賊籌何
平政子
釀得蠱妬我慢
心鎌倉功臣一ろ
朝空

北條時政

老耒痴見大鵬惡

不測子孫九世榮

梶原景時

讒口舌

刀何用

作

唯稱世俗

蚰蜒名

義膽忠肝千城士千年
不朽武士
魂
番場忠太

城四郎永茂
樊噲万夫
不當勇
可憐不
識好
謀を
成を

坂額女

惟幄奇謀畏一將敵中
武術挫二千卒一

○番場忠太

忠太ガ世系詳説ヲ得ス一書ニ曰大織冠鎌足公七世従五位下越前守藤原乙阿之太間民間ニ下リ江州番場ニ住忠太祖父梶原景文ニ仕ヘトナル今忠太ニ至テ譜代腹心ノ郎従タリ文武ヲ兼焚會カ男藤奉カ辨アリ密使ヲ以上洛木村信實ニ啓ラレ書翰ヲ貪終テ忠死ス

○城四郎平永茂

桓武天皇六代鎮守府将軍上總守繁盛嫡男金吾惟茂三男秋田城介繁茂四代越後国住人城九郎資国次男也身丈七尺剛力無双建仁元謀反ヲ企院宣ヲ請事不成吉野ニ入自殺

○坂額女

城九郎平資国女水茂妹也兵法武術ニ達シ強力丈夫ニ増シ〻〻甥城小太郎資盛ヲ補翼シ越後国鳥坂竜城ニ屋安寄手大軍ノ隊伍ヲ敗ル〻儒若無人後侍トナツテ鎌倉ニ向フ頼家卿召見テ頗奇婦トス浅利与市源義達軍功之賞ニ申賜室トス

○佐々木三郎兵衛尉源盛綱入道西念

宇多天皇五代左近將監源章經江州佐々木ニ住シ氏トス其四代源三秀義三男也藤戸ノ海ヲ渡シ高名ヲ顕シ後年越州鳥坂討手ノ将トシテ反賊ヲ平治ス兄太郎定綱二郎経高四郎高綱各武功之名誉アリ

此軸中所載有此企能負畠山重忠和田義盛其他數輩臆諸君豈得無倦懶乎故至篇二編復少可披焉請俟後篇嗣出覧之

星月夜顯晦録初編巻之一

目次

鎌倉頼家卿武將宣下之義
鎌倉御所の圖
中野五郎能成足立景盛ガ妾宅ヘ忍圖

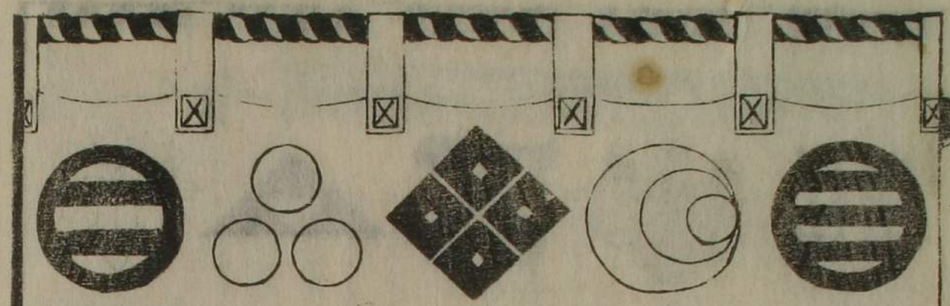

梶原景時密謀の深旨

梶原系高石の壷ふく系譜を後る為

行光尼公の急使を勅軍士より遇図

景時結髪七所朝光を後る

結城朝光同志を會し伸名を被る圖

星月夜顯晦録初編巻之一

鎌倉頼家卿武將宣下を蒙る

夫天道は正を善しとし邪を惡まる故ふ古より治乱興廢善惡邪正ふ由て。天の命ずる所にして人巧私智の暨ものふ非ざる。されば平氏相國入道國家の權柄を掌握しくらう。奢侵を究め萬民を惱乱せしむること二十有餘年。栄花の夢も西海の浪ふ音ふ破られ。源家清平乃世ところりくるとゝ。流人右兵衛佐殿とゆせし頼朝卿。天下草創の大業一時ふ成就し。武將ふ備り始て日本惣追捕使を賜ひ。相模國鎌倉ふ所を構へ。日本の武士を帥て禁廷を守護しまつる。萬民德沢ふ浴し。四海太平を謳ひ。鎌倉ふ所の繁栄朝暾の昇ふ如くなりぬ。人皇八十三代土御門院正治元己未年正月十三日。右大將頼朝卿他界すゝ

明治四十五年五月寄贈
本校出版部 氏

なりに依て。上は萬乗の君より下は兆民に至まで。悲歎限りなく暗夜に
燈火を失へる思ひをなすといへども嗣君頼家卿既に十八歳に渡らせ玉へば
御門葉の輩諸大臣は遺言に任せ此君を以て家督と仰ぎ。四海悉く敬服
せり。物騒しき義を停止せん為。前君の菩提を法華堂に葬りまゐらせ。勝長
寿院の別當を以て仏事の導師とす。追福を営ませ玉ひける。折しも禁中の御
沙汰として頼家卿を左中将に任ぜられ。二代の武将と定め。遺跡を続ぎ仁政
を布て帝都を保護せしむべき宣下あり。此勅使二月六日鎌倉へ
到着せられ。歓びの中の歓びなり。武家一統に安堵の思ひをなし頼家卿を
尊崇し忠勤を励みけり。然るに君いまだ御若年なるによりて。大小の政事
訴論の捌まで。北条家父子大江因幡守廣元大夫属入道善信
左京兆親能三浦助義澄和田左衛門尉義盛比企右衛門尉能員。

畠山次郎重忠。梶原平三景時。足立藤九郎盛長入道蓮西。同左衛門
尉遠元。民部大夫行政。亦相議を以て計らひ。其外の輩左右なく執行
べからずと定られ。郭外に於て別に問注所を建られける。以前は御所の
中にありしが。訴論の族を召し決せらるゝ砌。諸人群集して無礼をなす。騒動
に及ぶが為へ。問注所の執事属入道善信が宅をもつて決断のところとす。此度別に
新造せられて。諸老臣忠勤を尽し。邪正を隔て賞罰を正ふし。君を
尭舜に比せんとせしが。時に頼家卿生質女色を愛し。政務をおこたり
なされ。朝暮婬酒に荒みひしが。爰に足立藤九郎盛長が嫡子同弥九郎
景盛。京洛より一人の美女を招下し。別宿に置て寵愛なしけるを。頼家
卿伝へ聞玉ひ。近臣を以て密に伺ひ見せ玉ふに。無双の美色なるよし
申上しかば。元来恋にあくがれ玉ひけるにも。その女を手に入玉はんと思召けり。

梶原
景高
石の壺
景盛を
魂ぬける
圖

景盛の令に易く愛さるゝなれば、兄上の令ぜらるゝを辞退せべし。
さぞ向く女が許へ王章をもつべ。さる公底お知べしとは側に侍る阿漢の
小臣ホが追従の言葉恒義あり。中野五郎ホ作命令を密ホ受をを行しめ
らるゝ。時ホ幸するの生来しい景盛が領内ホ於て重廣と云ふの数妻
の山賊を殺し、三州の駅ホ打出強盗をす。然人を悩とす注進あり。
あ毎に計手紙下さるべき旨然ひしーゝ。頼家々老屈竟のあと。公中大な
恒びあり。三河國ゝ孫九郎盛長が守護のあるを以て。俳徐ゝ糸盛
紀向ひ平実を説き給を以ゆ法あり。老婆の面ゝも。理の當然るれば糸
盛ゝ新べしゝ。ゝるのを達せず。然ホ糸盛兵時ゝの女ホ離別せん
の紙悲ゝる紙左右よ書く辞退せしゝ。羽林頼家々ゝ糸ゝ変う。
國の古渡職ハ何の為ぞや。あゝの狼籍を静ホ。諸民を安堵るさ

しめ。國の右平を計量が役るべしや。父入道ハ老人なり。子父ホ
代て勤るホ実なる道之。紀人ホ対ホをヤ外るを自ゝの守護とる
國ゝの主べ尋ゝを乞て向の答を。辞退せる不届さゝ。ゝ憤りあるる
あべ。光信ゝも羽林の心意ハ尤至極せり。流石ハ右幕下の心遂すれ
ゝ。大ホ感じ給り。則此ゝ糸盛ホ達ゝれば今ハ辞るゝ翔ゝ。七月十
七日ホ打立て三河ホ紀向ハ羽林家ホ収びあり。糸盛が愛妻を奪ひ
あんと中野五郎紙成ホ密意を示され。同廿日の夜女の許ゝ参る。廿日
申の刻ゝ。大雨雷鳴頻るのしが。亥の刻ゝ至て快霽し。夜半の比ハ
月明ゝて白日のごゝ。中野ホ月の光ホ紛じ女の宅ホ忍び入り。雑
るゝ奪ひ連帰しゝ。我家々大ゝ収びあり。小笠原弥太郎が家ゝ
入亜ゝ。ゝ及べるゝ増し美女なるれば寵愛甚しゝ昼夜女の元を

離ぬれど。父立景盛留守とゝゝども。家人ホ公を防んも側がらけるとゝ。孫太郎宅ホ逗留の後りぐろりと。件の美女を北向の呉石の壺ホ移しゝのひ酒宴ま余念紙高まるとの。さんば君ハ数日此ロ所ホすゝ。侍臣の中ま小笠原孫太郎。和田朝盛中野五郎。細野四郎。比企三郎。此五人ロ恋ホ叶へ新若者ホ。石の壺の生入を免さんそ。その他一人も此ロ所へ入ることなく。八月十五日ハ若宮鶴岳八幡宮放生會ホ。前君頼朝々のロ代ま必ロ参詣ホ。小高君牧家ゆゝ。彼女が艶色ま選ひ。昼夜ゝ篭すゝ。ロ糸宮ま見ひ。大江廣元ロ代糸を勧ゝる。待ま八月十八日ホ。宮ま弥九郎糸盛三河國ゝ帰糸ゝ。彼國ま数日逗留なゝ。重廣が撲行まる処を窺ひ。搦んと計ひへども。盗賊どもその由を知ると。逐電ゝく行衆ゝ。静謐ホ。ゝく新帰の旨言上ゝ。直ま愛妾の宿ホよ。新ゝ。陽ま。去月廿日の夜武士一人條妻の郎ホ。郎役をゝゝ。忍入ゝく奪ひゝ去る。制せんとゝるホ。大勢ホて叶ぐゝく。何者の所為とゝふまを存ぜんと。告るあぞ。弥九ゝ大ま怖天ゝ。めをまて。普しゝのも言ざりゝが。大ホ恐已ら守護させまるゝ。奪んゝのまるふ。何者とゝふまゝ。ホるゝ糸。小児ホ守ゝ。ゝるゝ。ゝ振ロ言語ま防ぐと。腰立ま。ゝれまんぐゝホ打擲ゝ。狂気のぞく暴るふ。家ま。ゝもりて。あゝ。彼女性一人ホ限るゝ。ゝ百貫ま。ゝ。種く宿練ゝれども。一間ゝ。ゝ。ゝるゝ。ゝの女ゝ。ゝ言出ゝく止ざりゝ。梶原平三景時。ゝを。私ホ喜び。奸計を公表ゝ。安房判官代隆重を殺ゝ。謀言を教る。隆重ま立ゝ九郎と。狂々ゝ。帰國の旨を速んと。糸盛の亭ま至ゝる。糸盛出く対面ゝるホ。ゝ中ま妻の

のみなひ。此比寝食を絶し。甚快くとせし斗すなれ。隆重何気なく
帰りし帰府を祝しく後。不快の辞を訊るに云ふ盃朋友の中隠るべき
にあらねど妻妾を奪れ其所在をしらざる愁憂なり。かくのごとし
なれば隆重近く居寄り。いかにもその様子なり。御辺の心底推量せり。今
し彼女よも変化の為に誘はれしにもあらじ某察する処相違なしと
思へども等閑に口外いたしがたしとゆゑれば。気盃勝をとりよせ。貴辺日頃入
魂の情をおもへば。其推量を作ずし某が苦悩を救ふあれと切に
為間ひけるに。隆重小声になり。東様御辺と兄弟にも増りし中すれば。
我らが隠すべきよいわれども。此縁斗の大切のことを口外せば後難ぞ
はかりがたく思ふなり。去ば義に依て命を捨んとする。勇士のならひといへ
ども。罪なくして死を蒙らんことの口惜く。かくさるまじき事なし。去ながら悪ける

千里を走るとの譬。天にかかる人を以て言しむるともあまれば今皆く
待ずべ自ら知のらん。然ど某義を志ざさんと思ひなから御身の為をも
思ひがたく口外せざるなりとも。さりながらあげに気を持せ容易言ざれば気
盃大に怨を。某も盃長が倅之。いかなるなりとも。一人の婦女ゆ
家国を遺し。武道を失なはるにいあらば。況や彼宝にし妻ならずもの
故我に御辺大事のなりとて。告るなり悲恨すれ朋友の情いかが記れ
ことよるを慰めあひ。懇志を尽さん義とも中さば。ふばかりも振りあふ
あのべ心情の辞なりしかば。隆重笑て。全く貴辺をあくなせざるところ
なり。皆て隠しすせしが。ここまで思ひすれば実を語りなん。貴辺切ある狂の
ごく。羽林家斎時酒に枕なし。数多の女を召仕るる中に。今石の
壷の御所に入られ。処の妾。去月廿六日の夜中世五郎が伴ひ帰

中野五郎
紐成
足立
景盛
妾宅
忍び入
盃

小笠原弥七郎が宿所に羽林家彼宿に逗留のつゐでに四五日を経て石の壺の所へ移され昼夜に接宴あり。扨も中野小笠原の軍五人の外に出入を免しぬれば。彼女こそ炎辺の妻なれ。

ならんと平常哀慕の涙あり。炎辺あるべき三州打立の留守家幸ひ。中野が命を奪ひ妻を受くるなり。理不尽の仕形なれば羽林家の没落なり。炎辺本意なく思ふ。我も涙を潸の危きめり。されども君元より道に遠ざかる所為に自らは存なのつゐ炎辺を強ひて害ぜんも必然なり。宜く身を全くするのみ別れ要なり。往昔の羽院の寵愛祇園女御源仲宗が妻なりしを。仙洞へ召の後。仲宗隠岐国へ配流せられし例既にかくのごとし。まして君は若年なれば。側に在軍に皆

阿黨の賊臣なれば。邪智を動かす。炎辺が為にいとる好計をなすべも知るべき。色情の煩悩は上下の隔あれども。時は弱き者なれば。惜れ。滅ぼさんとの物語なり。羽林家今の所持なくば武将の任なり。居ながら上洛なり。仔卒此後を尼御台へ訴ん。密に練言のごとく。君の為なるべし。然れども哀れなる事なれば。系盛姫と惜。実のと。少し合せるのごとくもへ。手に取るなり。いとは主君なれば。姫は奪ふ。其実道なりと。大に怒り。両眼は朱をそそぐ。陸重悔然る辨なく。されどそれは辺怒は堪難。恥辱の死をうけんと思ふ。外なれば。今更怒のみ。絶る。唯々その相談なれば。有べしと制し給へ。系盛が云炎辺の芳志謝せん如をなれば。扨ばいかにや。其とても。実の罪は

誅せられまを耻ざるにあらねバ。身を全ふするの謀あらバ教すへ陸童が
云完前もすぐて御母堂尼公へ言上あり。御赦を乞ねがひ女ながら全ふせんと
やがて景盛邑に聞ど。斯うて直に御所に来り。尼公へ願ひんと閑談果て
陸童ハ帰りけれ。

梶原景時密謀の深旨

意ハ一身の主宰なり。是に於て動揺せざ。廉直なる時ハ。手足の
末々まで静謐に。心中よく穏なり。主宰の一心乱る時ハ門緒の障
碍其の間を伺ひ終に其身を滅すに至る。国に盗家に鼠ありて。亡し
尽さざる時ハ。人間の身体邑に等し。耳目鼻の盗賊ありて。よく主
宰の一心を迷はせ足立弥九郎景盛常ふく偕老を結び。命にも
替ぐらる妾を奪ハれ。欝陶に一心乱れ怒に堪りかね。せめて御母公へ歎き

訴んものと頻て御所へ来り尼君へ密々の願と称し御前へ出妾女を
頼家卿へ取れし振子を言上し。其卿執心ありて御座ひへバ。取かへさんとおもへバ
見上ん心底なるに此比却て其を後めたく思されず。罪の誅を蒙らん
振子まひ。哀尼君の御執成を以て執心ありける我羽林の御疑晴させ
給んや。仰せられ下さらバ。広大の御慈悲ならんと涙を浮め言上しければ。
尼御臺聞し召て大に驚きたまひ。羽林家政の外の御行跡なり汝が心また
さぞあらん。去ながら汝父子旧好なるゆへ。いかんぞ身を辞に戮を加へる
べき。然れども愁傷せぐからず。されども諷諌をなし。其企を止させべきぞと
宣ひけれバ。弥九郎尼公の御情有がたし。偏に御扱ひ願ふなりとて退
出せり。梶原平三景時此振子を娶公に勧び。嫡子平次左エ門尉
景高を様き謀を教。羽林の在ます石の壷の御所へ来れ尽す景高侍

所より糸上せ給へ。細野四郎を召せ。早速に前へ召出さる。元来梶原景時頼家公へも祇候し、梶原一家共に公
達の御とりなし。此に所へも参入せられ、糸時老臣の列なれば人にそねみ
其外ハ来ふぜ。折〳〵糸高に成て公に機嫌を伺ひ、今日も速に
召出さる。如〳〵糸高に側近く推参し、上る所に立ち九郎糸盛妾
女を所へ置て、憤怒甚し。君代恋剪刀の事を尼公へ
訴不義と呂白地に言上し、尼公も景盛が言を信じ、
追放有る。作越るべし。玄彼女ハ景盛へ返し、のくとの所に沙汰なん
去るのなるぞ。小九郎尼公の所に負に募妾女の鬱憤を散ぜんと。
君の所行を種〳〵讒言し。媒酒に長じ、故右幕下君に嗣せの
器ふ〳〵と非難す。君下と〳〵上を識逆臣と云べ。中ん一尼に

公に沙汰の上件の女性を返し下さるべ。糸盛形めぐらさと吹聴君の
非義を廣く流布仕べ。君に若年とせども前君の婦男殊に當
時の武将ふ〳〵中〳〵を糸盛怨み悪口仕る条不忠の賊ふ〳〵中と
言を巧み中に是が血気の大将糸盛に怒り糸盛臣
半るの礼を忘れ女を召出す。有ぐ仕合満足せ。るを速に召出
べ如母君へ訴ぬるこそ奇怪なれ。糸盛事ども我を殺る逆臣早く殊
を加へ〳〵んが。後日の禍を見んと居丈高に成て憤怒し。平
次左衛門糸盛仕様〳〵と私に呼び。何れの賢慮遠き時ハ左の
ごとく〳〵と早く〳〵暇申上宿所へ帰り父に若君に。糸時呼ぶと限り
なし。梶原仁の為に成る好計に及ぶべと云深く企めつゝ糸時
頼朝公に属そこの次第諸士を徳害せ〳〵の数多るれども。威權強

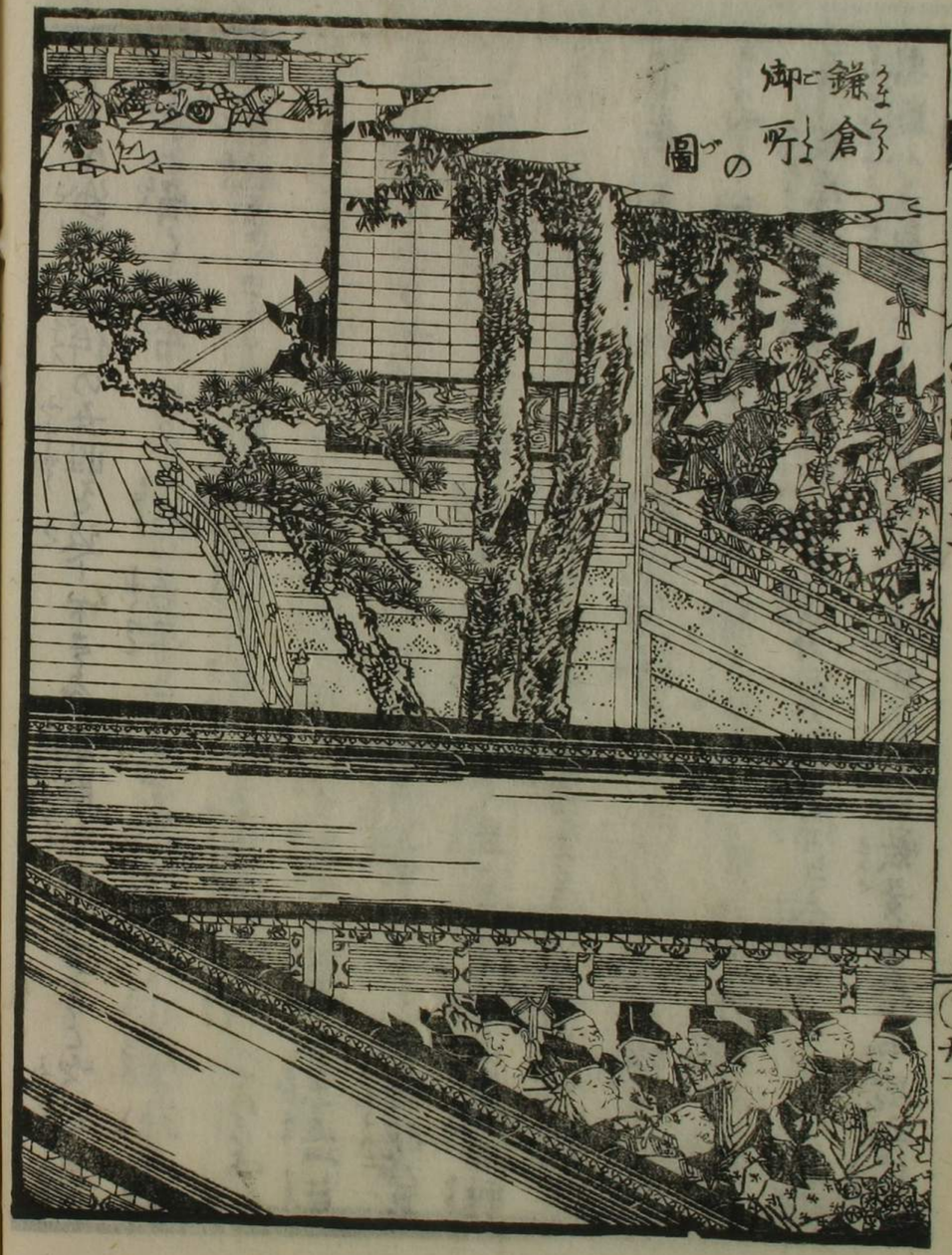
鎌倉御所の圖

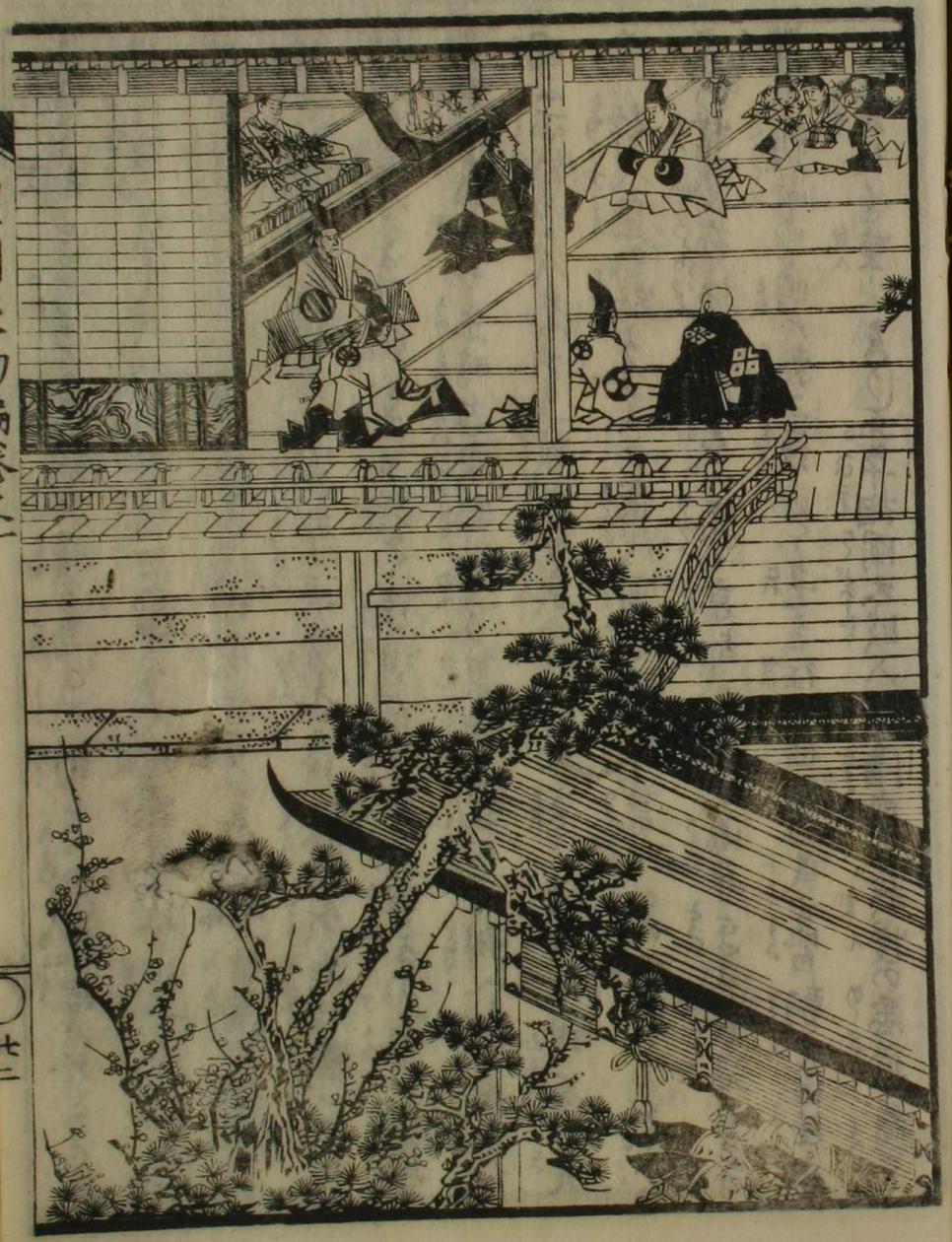

ふ依て制する者なり。されば京時の為に所領を失ひ流浪の身となりて服属族おのづから。又源倉諸臣の中にも。殺害せられ車の一族滅亡。怒て梶原を恨み悪く眼をけ居者多くなりぬ。邪智深き梶原を弾を付し数々公卿の然禍の身に及んと欲し憂を敢て夢幻の後人公を安んぜるを狂ひ。ふかく遠謀を立夫れ。害を逃れ後保を新たその方に京時毎度都に上り。禁中の案内も辨へ知り。殊更西国に而新たに代りて一族大半京都に候ひ。ひそかに楽反の気あり。抑人皇の始より八十余代国家の政を。禁中の儀法とし。公家の權勢を強く。武家の面く京都に候ひ。源平等に禁廷を守護し。朝敵ある時に勅を受じて色を征し。四海の武士皆朝家の臣と心京都を重じ。まして平相国太政入道清盛が。我慢の悪逆に依て。

天子を始め奉り。公卿殿上人片時も安心なく。今日は清盛に白眼べたり。明日は平家の為に解官せられんと恐怖の心二十余年を過し。その間深沉困窮いとなむ。天子法皇とも押込られ。しばしば名将出て平家を亡し。此苦悩を救ひ。ひろく蛟龍のごとく天子より匹夫に及ぶまで。ひろく者なしと。敢て東国の義兵を揚げ。ひとたび鬨の声を上げ。公家北面の軍士ども。朝敵と唱へ。ひとぐに。公の中に。平氏の討伐敗軍せよと祈処。木曾義仲一番に打上り平家を追ひ落せり。法皇法々かしく安堵し。九郎義仲又治中を我りのとし。公家を慢り。我妻を振り。しかべ又もいとる憂目をやうんと悲し歎息のしるし。敢て色を征伐し。つぐみく平家の残党を悉く討亡し。四海一統静謐なるにあらず。

ようく月卿雲客今ぞ蘇生の心地せらるゝ憑もなき怒をなぐさめ
ようにと扇を頼朝らの武功ふるゝ如し此日より後白河法皇ひそかに太平朝の例
ならひ六十余州惣追捕使の職を免し下され国政を武家に預かり
王家は法皇神に通じるの叡慮より勅許ありしとぞ昔より朝敵謀
反の輩は皆天子を亡し王位を昇んとせしかども企つる如武家は国政
を仕せらるゝ時々王位を望む族なるべし武将とてんとせば帝ふべし
然れば謀反人のうとも武将自己より新めん早速誅戮とぐるまでば
世中ゆいつも安養なるべしとゝ為しかるに後代に至つても干戈
の闘諍屢ありしかども天子を敬ひ禁廷を拘らざるゆへ
戦国の中とゝいへども天子公卿此時のごく困窮しかるに法皇
遠大の明表とゝいへども安座にて栄耀をふるゝ人間のうらひ

うれば公卿の中に改るべき武家に仕へまつり公家の威勢おのづから落
自在なるべきぞ平家は苦しめられるべき打忘れ以前のごく政
務を公家の計らひとなるべきぞと云中に新に人あるを梶原平三
景時密に知らく在べ屈竟のうとぞ公家を落し太上皇を勧め
奉り羽林家を亡し公家の政道に返しその子平相国の例にならひ
高官に昇り一族親類所領餘妻にいたるまで禁廷を守護し京
都に住し陵栄をうるさんとの企るゝ幸ひ羽林の門牙持宜し
かりしかも姫酒をとゝめ家政を猥し諸臣怨を含る様に
並べ此類を京都へ所へ院宣を乞下し謀反の嫌揚せんとて深く
恐れ奥の門楽に紙勧めるに頼家ゝいぐ
四若年なれば牙持を我侭なるべしと我ども諸

臣の中より君の腹心とうるべき輩いかるべきの時より妨るべい色を尼付けんと
工夫するとて処より此度三浦介弥九郎が妻女を奪ひ奪ひ。系盛い義九郎
盛長が許へ。右幕下沈淪の砌より。附流人まつ〳〵腹心のものの
るべい。先此父子を殺〳〵亡〳〵の愁を除んと。抱らそ安房判官代
隆重ふ命じ。系盛をとらせ今又景高を以て羽林より絶せ〳〵
されば我家卿系盛を殊とべ〳〵と小笠原弥太郎。中野五郎。比
企三郎。細野四郎等より命ぜ〳〵盛長入道が甘縄の宿所より押
寄一番より系盛を殊とべ〳〵文蓮西い前君の寵臣なれば宥立べ〳〵。
それ〳〵より向せべきより殊戮せ〳〵こと下知〳〵べ〳〵名畏と。頂掌と。
中ゆも小笠原弥太郎大将とて〳〵。数百の軍士を引連て鎌押
立甘縄の宿所へ競く処より鎌倉中の壮士此るを聞く。何の是別も

るべ〳〵対ゆより加りて。高名せんと競集し車数を知べ。大ふ騒動しる
まそ。尼は臺は同のつて。こゝそもいくうる乱をうとるぞやとあるく局逆
をう連ゆひ。俄より盛長が宿所へは出ゆひが。弥九郎系盛も軍士向よは
を必ゆ。思と駆き居うひ。が尼公は入ゆひしゆる。御安心ゆるを。尼公仰ゆる。
羽林軍士を向らるゝ。左右をもつゝ。ゆへより先ゆゆ来〳〵るゝ。父子共必ず
思べ〳〵。我才此所より在上い軍士来るゝも。狼籍いさもゝ〳〵去るべ〳〵。
対ゆの軍来〳〵ざるまゝより早く使を以て止べ〳〵とて。兼民部丞行
光を以て羽林の方へ参る。行光策を上て急る。途中ゆて対手の
軍士より行逢て。行光声ゆけは知聞く甘縄より頼く〳〵止て再度
の下知を待るべ〳〵。我今尼公の使とて。羽林の所へ参る。此は返
答ゆ〳〵んまで必ず早まるとうれ。強く彼所より至べ尼公は入老臣

民部允
行光
尼公の急
使を勅め
軍士又
行
達
畠づ

等補佐ある上ゝに辺ホ却て逆心の名をうけん。先某ふ隨ひに所ゝ
なり。重て仁下知を待いてと呼り是ば。小笠原も仁母ゝの在と伝へく
ゝ。是ゝ光が祠ゝ役ひ。俱ゝに所へ引返と。民部允光石の壷の仁
所ゝ来り。尼ゝ仁使と披露し。羽林の仁前ゝ出。仰食ゝ畢て首を
述ぶ。前君隠ゝ之ゝ間もなく。軍士を以て闘諍を好ゝ乱世の原
なるべし。殊ゝ系盛父子ハ前君憐愍を加へ給へ。旧好の者なる歟。行
ゝ殊せんとせしゝや。其罪科を笑ざれば。我私問ゝ罪を加ふべし。
ゝを問へど猥ゝ殊せんあ。後悔あるべきゝ。若ゝ辨ゝ道罪せんとし
なゝば我ゝづその矢先ゝかり。乱世の苦衆免るべしと者ゝ是ば羽林ゝ
と伝へ。甚不真の辨なれども。母公の作なれば力なく。俗ゝ軍士を
止ゝる。行光主殿。此由ヲ上ゝる尼ゝ仁出ゝ。夜中の狼籍

量なるべしと其夜を盛長ゝ宿所ゝ仁泊ゝ。翌日系盛へ作ゝ。昨日
計義を以て一旦羽林の強行を制ゝ。我ハ次ぎゝ老衰の身ゝ。
後日の宿意ゝ為ゝ。野ゝを存ぜゝ日。紀清文を
ゝ。我ゝ夫ゝ勢ゝ再應諷諫ゝ加へ。系盛侯を流し。某
既ゝ門佐の孫害ゝ遇ぶ。尼君の仁憐を以て生雑を遁ゝ。厚恩
謝しまゝん処ゝ紀清文を認め上ゝ。尼仁墨ハ色を染て
仁示へ。後紀清文を羽林の方へ進ゝ。その次ゝ作ゝ。昨日
系盛を殊せんとしゝ。兼忽の至不道の挙動ゝ。当時ゝ
形勢を見ふ海内の守を遺ゝ。改道ふ倦く民の怨を知ゝ。安き
を娛ぐ諸人の謗を顧ゝ。近侍の軍賢哲遠ゝ。邪佞の族
の進ゝ。源氏黨ハ古世希下君顔ゝ芳情を抱しゝ。常乃

庁の左右より殺せ申すべし。今門禁智臣を賞せざる。実々を忘れ
怪しあらるべし。恨を含む輩数多之。幕下薨去して二年も経ざるに、新
参子ふくい静謐なる上右京亮我儘を思ひ、奉食を安堵する能つを亦
せん向後を改めひ。なるよ扶く賢臣あるべし。災害必ず及ぶべし。
さまく諫言の文を送りもひしかど、母子の仁中も頼家卿も聊赤
面の粋あり。系盛ぐるの再び仁沙汰なく。酒宴も一両日に止まりぬ。
初の妾女より於ては。寵愛いよく盛なりし。梶原平三景時折角
仁を号し。徳口を加へ。景盛又子を殊せんと云ふ。密謀も尼公の
仁計らひなく。空しくなりぬ。本意なく思ひ此上進彼の兄別の
時に臨く妨とるべん族を除くと計りけり。

景時結城七郎朝光を讒言

愛に結城七郎朝光は故右大将家の昵近なり。飽まで厚恩を
蒙りしものゝ。去る治承四年頼朝卿挙兵を揚げ完初より小山下
野政光が妻。十二歳の幼稚を以て連れ陣に入る。此時を初め昵近
さもあめんて沢敬るに。元来政光も源氏の志深く。既に子息朝政
宗政兄弟共に仁陣に在て忠勤を励む。その外の童形なれば。頼朝卿
仁従ひ斜ならざる。仁側に百仕へ奉る。此童子生得才智発明
なり。殊に色白く美女年なれば。寵愛あつく。昵近さもあり。元
服して小山七郎朝光と号し。勇猛兄弟も増して。なく。戦功を
抽ん。仁感のあり下野国結城郡を給はり。自称して結
城七郎と名乗。奥州仁征伐の折の別て功労を尽し。忠誠を尽せ
の所領を賜ひしかば。君薨去の砌。殉死せんと入道に。菩提

を吊ひ給へんと思ひしかども、君彼が忠誠を能知り給へる由、末代に伝へ
遺言す。金吾頼家卿を補佐せんとぞ申しける。夢覚るの後、悲涙胸に充て余命の惜しむべきを歎く。死を生の相習ひ忠勇尽しがたし。当君故坪の内侍旧好の輩なれども、朝光諫言を奏聞せん。
の士を近付給はざれば、側へ寄るべきも叶はず。朝光諫言を奏聞せん。
力及ばざる前君の遺言なれども背く道理と、獨憂愁を催し居げれば。
せめて舊恩報謝の志深く追福仏事を修し給ふ。信心の
通ずるや。ある夜朝光夢を見る。貴げなる僧二人枕元に立
て。汝君恩を報ぜんと仏法に専ら志奇特なり。去るべき君に
仕へるの心勇を奮ふべし。供養を受くるとも孟子。菩提を弔
唯仏名を称べしと告げ給へり。朝光奇夢の思ひ覚め

誠に弥陀の名号を唱へ給へば。罪障消滅して未来仏果を得るの黒谷上
人の勧めを受け給へる先年直実入道蓮生御前に於て称名念仏の
功力を述べ我事なる勧しるべ。凡愚の浅き心を動かすれば信心も出ざりしか
今聖仏勅を蒙ることを有がたく感涙肝に徹し。ひたすら一向念仏を
修し。朋友なる唱へんと思ひ聖教を学ぶべし。千葉助胤昌和田彩
尉常盛三浦平六兵衛尉義村宇都宮弥三郎朝綱足立弥九郎
景盛赤を始同心の族を招き寄せ給へり。故君追善の為なれば人別に
一万遍ほどの仏名を唱へ給へり。面々の為なるべきなりと勧げ給へば。
此軍皆熊谷法師の化度に従へし人なれば。実義を感歎し。随喜の
信心を発し。忘れず称名なれば。朝光も収び列侯に向ひ給へる某各
廿年の在中に念仏を勧ませ給へ存のごく故君の厚恩を蒙ること一

結城朝光
同志を
佛名
を
授を

かさるゝ。ど。薨逝の後道世の所存あるとゞも。遺命の如く。素懐を
遂ど。今更残念なく。忠臣は二君に仕へずとて。職を辞し。山
林に在て仏名を修せんとこそ願しなれど。殊に当時の形勢。氷を踏ど
しさんばかりなれば。今身退んを亡君の遺言背くに似たれば止こそ仕ぐる
ものと涙を呑みくやみど。各朝光が述懐を感じ。ともに悲涙に
むせびる。扨も何者の告ぐるぞ。梶原景時此軍が系會。朝光が旧
懐の詞を聞て笑ひ。舎人結城六郎の時ぞ双の士なりしに。当
時疎遠しものを。述懐を称し。彼一人逸言が其席に連し
族恐怖の思ひ。騒動に及んで。その座に系るを計ず。
よりて便りなんと頻に羽林の前へ赴ど。結城七郎朝光隠謀の
企紛れなく。一昨日彼が亭に諸士系會せしめ密談数刻に
及ぶ。後亭主朝光座中に向て。忠臣は二君に仕ず。今世のありさまを嘆
永を履ぶ。と云せしと。義君を怨る。当代を譏り先君の
恩を思ひ。主従を結ぶ。謀反を企ふのよしぞ。ぞのよのびゆへ。
君は先君の仇嫡子なれば。何ぞ二君に仕ずとやぞ。此段もとへに諸士
の心底を探り。味方なんと謀るくはべ。仇沙汰延引に及ぶ。彼が
場茶敵しと。由く愛は大なるに頼家卿我が敵の中に。朝光を召寄殊戮せんと宣ひしに。景時ひとり。彼一人張本と
相人なる。朝光を殊せんとは一味の軍自滅と愛ナべしと勧める。
羽林明日は後を斗らんと宣ふぞ。系時は謀殺とと私に聞ひ
退出せ。此時尼公は使の女房阿波局を処に居る障子
を隔ての代使。大内警衛の例の景時が強言に。朝光殊せんとの痛

うつと早く主婦しがつふもしく。此報子朝光よ和せ中尼しく。之が碎れ
ども女のつの表さくさやうもなく。密るるれが文よ書人を後雅斗り歌ゝ。
さまぐ云案よ及び知よ結城七郎尼公の伽ゝふと伺公せしが。阿波局
飛ころぐく悦む朝光を閑所よ招ゝ今日君の伽前ゆく握原景時
伽牙のそ仇逐紛るる不係く已よ明日珠裁めんを賞とれ幸ひ尼
公の伽使を為り。彼伽所よ在合せひそふ姑彼を賞れが先中ゝ
く出ひしゝど人傳よ中がく。丈ゝ人目ゆりと云案よ沈ゝ知り。今宵
の中よ牙を通ゝ覚悟しゝと伺く。朝光大よ驚ゝ先以伽芳志忘
び入く紛ゝ某罪を犯せゝ覚る。何の為よ珠せんと仰ゝぞと
る不。局さんべとよ。伽牙の宿所ゝ緒臣参集ゝ保後の
後忠臣ゝ二君よ仕ぞ。の速懐。又落水を履世ゝと。當時を後

ア条逆意の叛ゝ。の大ゝ珠を加へゆくゝ訴ゝ。依く
明日謀家て裁せんとの結構ゝ。女ゝ伽所よ住ゝ。ゝ内通
道ゝんとゝども伽牙の誠忠を知ゆへ。実の珠よ遇ゝんの痛く
告ゝ。一旦の害を遁ゝ罪ゝ旨尼公へ弘ゝ。白好を之ゝめ
救ゝん。今宵牙を通ゝ出ゝ世ゝ。朝光も作天ゝ。
ゝの曲者ゝ時よ告ゝぞと。怒ひけゝども。危雑早急ゝ局
不助命の礼を述我館へ及ゝ日本所金の交ゝ厚ゝ三浦辛六
兵衛尉義村方へ馳行。急よ強ぞくゝ安内ゝ。義村
早く対面ゝ。何ゝ事ゝ。朝光ゝ此間ゝ辺ゝ。朋
友我宿所よ来舎ゝ。亡君の伽為仏名を終せんと約せ。その席
ゝ。毎ゝの言を発せゝ。ゝの者ゝ告ゝ。梶原景時

某君を怨み隠謀を企るゝ。強言せゝるを。明日某を見く。殊
さらに結構するゝ。唯今うけるゝ。不肖の弟光小山の名
跡を相続せんとも。右幕下君に仕へ数ケ所の領主となりしと。
位息を思へば須臾も捨高しを。往々此墓の餘り。倍増
の中あり。忠臣二君に仕へざるゝ。家時を絶種とす。
冊に云の計義なき為諸士系會せしるとの所なり。二君に仕
父子兄弟よりゝ。厚恩の君没しを。世よめくと。
往を忘れの道理也。忠臣の恥べき処。往昔後朱雀院御時
危急なるゝ。せるの間。御位を東宮親仁親王に譲る。後冷泉院是也
日よりて仁親王を立て子に立る。後三条院也。親仁時に宇治殿を
主両位所の位の沢仰せられしと。今上の位を於て奉る。東宮仁

親王の位の内に返るの事。先規なきよし。
今某一言の述懐を以て。重科に処せられんと。孔明のときべし。
我不忠を存ぜんが為。沢をべんども。強く口法に辞の珠を象ん
王残念なれば。此の沢と云て。
始終を語べ。義村笑て。拙く存ぜるの。
べ。急の禍免れがたし。此辺一人に限るべ。その坐に在り。
皆一味同心するべ号し。処の沢を。
禍なれば。宿老の輩に後じ。一所に家時を討亡計義をなさ
んとて。既に使を廻しけれ。

星月夜顕晦録初編巻之一畢